

平成27年第4回士別市議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月15日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時53分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 議案第100号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第101号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第102号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第103号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第8号）

日程第 4 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君

建設水道部長 沼田浩光君 朝日総合支所長 藤森裕悦君

市立病院院長 三好信之君

教育委員会会長 五十嵐紀子君 教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 菅井勉君

農業委員会会長 松川英一君 農事業務局局長 小ヶ島清一君

監査委員 吉田博行君 監事 監査委員局長 竹内雅彦君

事務局出席者

議会事務局局長 石川敏君 議会事務局局長 浅利知充君
議会事務局査 前畑美香君 議会事務局主 粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第100号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第101号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第102号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第103号 平成27年度士別市一般会計補正予算(第8号)

議案第104号 士別市共同墓地条例の一部を改正する条例について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

工事請負契約の変更について(士別市一般廃棄物最終処分場建設工事)

以上報告する

平成27年12月15日

士別市議会議長 丹 正 臣

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第100号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第101号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長(相山佳則君)(登壇) ただいま議題となりました議案第100号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第101号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

今年度の人事院勧告において、国家公務員の期末勤勉手当の支給割合を、年間4.10月分から0.1月分引き上げ、4.20月分とする勧告が出されました。その引き上げ方法については、本年度12月期の手当を0.1月分引き上げ、平成28年度以降は、6月期と12月期の手当をそれぞれ0.05月分引き上げるものです。

本改正については、議員並びに特別職の期末手当について、人事院勧告の内容と同様の取り扱いにするため、所要の改正を行うものです。

なお、この改正により、議員報酬においては約53万7,000円、特別職給与においては約19万6,000円の増額となるため、補正予算により対応するものです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号及び議案第101号の2案件は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第2、議案第102号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第102号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今年度の人事院勧告においては、国家公務員と民間との給与格差0.36%の是正に向け、行政職俸給表1の初任給を2,500円引き上げるとともに、若年層職員の俸給も同程度を引き上げ、平均で0.4%の引き上げを行うよう勧告が出されたところであり、本市においても、本勧告に準じ、行政職給料表並びに医療看護職給料表の改正を、本年4月1日にさかのぼり実施するものです。

また、期末・勤勉手当については、年間で現行の4.10月分を0.1月分引き上げ、4.20月分とするものであり、その引き上げ方法については、さきに説明した議員及び特別職と同様であります。

なお、改正による影響額については、一般会計及び特別会計で約1,876万円、水道事業会計で約58万円、病院事業会計で約1,017万円、合わせて約2,951万円の増額となります。

このため、一般会計については補正予算で措置し、特別会計、病院事業会計、水道事業会計は現行予算で対応するものです。

次に、単身赴任手当については、昨年度の人事院勧告により、現在2万6,000円の基礎額を段階的に引き上げ、平成30年4月1日に3万円にするとされていましたが、本年度の人事院勧告で引き上げを早め、平成28年4月1日に3万円とするとされたことから、本市においても同様の改正をしようとするものです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第3、議案第103号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第8号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第103号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第8号）について、その内容を御説明申し上げます。

まず、議会費ですが、議員人件費において、人事院勧告に伴う期末手当の調整分53万7,000円を追加補正するものです。

次に、職員費ですが、同じく人事院勧告に伴う調整分と人事配置等に伴う職員人件費の増減や、職員手当等及び共済費の所要額見込みを合わせて職員給与費834万1,000円を追加計上しました。

災害復旧費では、本年8月の大雨により被災した市道朝日天塩岳道路及び市道朝日天塩岳道路朝竜橋について、国の補助災害に関する事業費が決定し、この冬における実施が可能となったことから、災害復旧工事費9,600万円を計上しました。

なお、これらに要する財源は、国庫支出金及び地方債の特定財源のほか、前年度繰越金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

また、地方債の追加については、歳出予算との関連から、所要の措置を講ずるものです。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第4、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された議員は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

1番 谷口隆徳議員。

○1番(谷口隆徳君) (登壇) おはようございます。

第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

若年者・女性などの雇用対策についてお伺いいたします。

次世代を担う若年者や女性が生き生きと暮らし、活躍していくためには、希望に応じ、安定した就業が不可欠であることは、言うまでもないことであります。

しかし、都市部での雇用情勢が改善している傾向にあるといっても、依然として地方における就業事情は厳しい状況にあります。特に企業立地の少ない地方の若年者は就職できない状況もあり、残念ながら都市部へ流出している現状にあります。更には、女性の雇用や子育て後の再就職についてもなかなか職につけない、あるいは労働条件が悪化するなど、国、道でも重要課題として対策が進められております。

そのような中で、地方創生事業では、農業分野での新規就農の育成・確保や農業の6次産業化の振興による経済振興及び雇用の促進を目指すことを目的に挙げておりますが、しかしながら、育成に時間がかかることや、規模の問題もあり、改めて従前から取り組んでおります企業誘致を積極的に進めていくことも必要ではないかと考えます。

若年者の人口の流出が激しくなっている状況にあつて、企業の誘致を図り、就労の場を確保することこそが人口を減らさない対策であると考えます。今後の若年者、障害者、あるいは女性などの雇用をいかに図っていくのか、考えをお尋ねいたします。

厚生労働省の推計では、2030年時点の就業者数の推計が示され、人口の将来推計をもとに、経済成長がなく、高齢者や女性の就業が進まない場合には、全国で5,561万人となり、2014年比で12.4%790万人が減少すると示され、都道府県全てで減り、北海道では2014年比で203万5,000人となり、減少率19.9%で50万6,000人の減となるとの数字が示されました。特に、早くから高齢化が進んでいる地方では減少率も大きく、女性や高齢者などの就業促進や景気対策が必要とされている状況であります。

育児など家庭の責任を果たしながら安定的な就労を希望する女性の中には、キャリアブランクや育児と家庭との両立に不安を抱え、働く自信がなく、就職に至らない女性が存在しているとされております。これからの人口減少に対する就労人口、労働人口の減少を考えますと、女性の就職や職場復帰をしやすい状況をつくるための支援対策は重要な課題となります。

そのためには、再チャレンジ・インターンシップ事業や研修、職場実習などの開催の取り組みも必要であり、子育て中の母親や母子家庭の女性などを対象にした就労支援カウンセリングの対策も必要と考えますが、今後の労働人口の減少対策としていかに考えていくのかお尋ねをいたします。

次に、若年者の離職率についてお伺いいたします。

北海道の離職率は、高校卒業の3年後は全国平均39.9%に対して50.5%で、大卒は全国32.4%に対して38%であり、比較すると高い状況にあります。本市での高卒者の離職率は何%ぐらいになっているのか。離職した場合には、安定した収入がないまま家計を支え、高齢化していく傾向もあり、ニートやフリーター化にもつながりかねない状況から、企業側への労働環境の整備や学校でのインターンシップや個別支援の情報提供をしっかりと図ることなどの対策が必要と考えますが、学校現場などでの対応についてお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から、若年者層及び女性の雇用状況と雇用環境等について答弁申し上げ、若年者の離職率と離職防止に向けた対策については、経済部長から答弁申し上げます。

北海道の雇用情勢は緩やかな改善傾向にあります。谷口議員お話のとおり、地域的な特性、業種、規模による差はまだ大きく、景気回復を実感できない地域が本市を含め多くあるものと認識しております。

本市における若年者層、障害者及び女性の雇用状況につきましては、本市の平成26年度労働状況実態調査の実績で申し上げますと、298事業所に調査を依頼し、216事業所から回答を得、その中の従業員年齢別構成は、30歳未満の若年層の割合は12.8%で、また女性の割合は37.6%となっており、障害者は20事業所で雇用しており、その割合は9.3%となっております。

そこで、若年者や女性、障害者の雇用対策として、企業誘致による就労の場の確保との御提言であります。本市の誘致企業につきましては、日本甜菜製糖士別製糖所やトヨタ自動車、更にはヤマハ発動機、ブリヂストン、北海道農材工業などが立地しており、これらの企業は地域の経済はもとより、雇用についても多大な効果をもたらしており、その存在は大きなものであります。

しかしながら、景気が回復傾向にあるものの、新たな企業誘致については難しい状況にありますことから、まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた農業の6次産業化の推進や合宿など交流人口増加による波及効果に加え、農業生産法人化やコントラクター組織の育成などの施策を着実に遂行することで、人口減少を抑制するとともに、新たな雇用の創出を図ってまいりたいと存じます。

また、若年者の地元就職の促進には、早い段階からハローワークや学校と連携を図り、企業説明会等を通して企業の魅力を発信する中で、地元の産業に誇りと愛着が持てるような環境を

整え、一層の定着を図ってまいりたいと存じます。

また、障害者につきましては、現在障害者等の就労を支援するためのネットワークづくりに向けて庁内の関係部署で協議を進めているところであり、今後、ハローワークや関係機関と連携しながら、障害者への就労の場の確保に向けた支援体制づくりに努めてまいります。

次に、女性への支援対策についてであります。男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境づくりは、男女共同参画社会を実現するための主要な課題であり、女性の活用や待遇改善などについて企業の理解を求め、本市では第2期男女共同参画行動計画に基づき、平成25年から市内企業・事業所の訪問啓発活動を行い、職場環境に対する意識づくりを進めているところです。また、母子家庭の母及び父子家庭の父を対象にした就業のための資格取得など教育訓練を受講する場合に、市として助成措置を講ずるなどの就労支援を行っているところでもあります。

少子高齢化が進み、労働人口が減少する中で、女性の活躍は不可欠であり、道が主催する若者・女性求職者再チャレンジ・インターンシップ事業や、ハローワークのマザーズコーナーなども活用し、関係機関とも連携しながら女性が働きやすい環境づくりの整備に努めてまいります。

今後も本市の中小企業振興条例に基づく人材確保促進事業や雇用奨励促進事業により雇用人数の拡大やUターン等就職者の雇用に対し、企業支援を講ずることでも多くの雇用確保を拡大し、生活の安定が図られるよう、関係機関が一体となって今後も雇用対策に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） 私から、若年者の離職率と離職防止に向けた対策についてお答えいたします。

まず、本市における新規学卒者の就職活動動向は、若年者の地元企業への定着を図るため、市とハローワーク、上川総合振興局、上川教育局の4者合同での早期求人要請を継続的に実施しており、これまで地元企業を初め学校関係者や各関係団体の連携のもと、高い内定率が維持されているところでありますが、北海道における新規学卒者の卒業後3年以内の離職率は、全国と比較すると高い状況にあります。

そこで、本市での高卒者の離職率についてでございますが、ハローワークや市内の経済労働団体、高等学校の構成による士別市雇用対策協議会で、委員から早期離職についての報告があり、その協議を行っているところであります。

現在、離職率については、ハローワークでは全国・全道の調査結果のみの状況であり、本市においても過去に実態調査を行っていないため、本市における高校卒業者の離職率については、現在把握をしていないものであります。このため、本年度の労働状況実態調査から設問項目を新たに設け、新規学卒者の離職の状況について調査を始めたところであり、こうしたことによ

り実態把握をしてまいりたいと存じます。

本市では、雇用対策協議会で労働力の確保と雇用の促進について協議をし、各種雇用対策を推進しているところであり、特に新規学卒者の地元定着への取り組みに向けては、新規学卒者進路状況打ち合わせ会議を随時開催し、各学校の進路状況や就職後の状況を情報共有するとともに、道やハローワークとの連携で企業見学会や説明会の開催、更には就職促進会などを実施し、新規学卒者の就職に向け取り組んでいるところであります。また、学校独自でインターシップや保護者の方に協力をいただき模擬面接会を実施するなどの取り組みも行っているところであります。

厚生労働省が実施した平成25年若年者雇用実態調査によりますと、初めて勤務した会社をやめた主な理由として、労働時間、休日、休暇の条件がよくなかった、人間関係がよくなかった、仕事が自分に合わないなどの理由が挙げられています。本市における早期若年離職者に関しましても、同様な離職理由と考えており、職場定着に向けた取り組みは大変重要でありますことから、学校やハローワークと連携を密にし、きめ細やかな情報提供を行うとともに、地元産業の雇用動向を的確に把握しながら、企業側への各種制度の周知徹底に努め、就職後の職場定着が図られるよう適切な就労支援を行ってまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 市指定の文化財等の保護と育成及び継承についてお尋ねいたします。

去る11月8日、朝日瑞穂獅子舞の創舞100周年を記念して祝賀行事が盛大にとり行われました。獅子舞は、旧朝日町の開拓が始まって間もないころの大正5年に、先人入植者が郷里富山県の獅子舞を模したものとされており。

朝日に住む住民として、この無形文化財が100年にわたって受け継がれてきたことは嬉しい限りであり、関係者の御尽力、御努力に感謝と敬意を表するものであります。今後は人口減少や少子化による後継者などの課題を抱えながらの活動となるわけではありますが、士別市の無形文化財として後世に受け継いでいただきたいものだと思いますとともに、支援体制の強化をお願いするものであります。

市指定の文化財については、文化財の保護と活用の基本方針の中で、文化財は本市の歴史、文化等の正しい理解をするために欠くことのできないものであるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすもので、その適切な保存、活用を図ることは極めて重要であります。文化財や史跡などの保存管理や調査研究に努めるとともに、地域に伝わる伝統文化の継承を促進し、文化財の保護意識の高揚と啓発に取り組んできたとあります。

そこで、現在市指定の有形・無形の文化財等についての保存方法及び管理状況について、その実情をお知らせいただきたいと思っております。更には、これらの文化財の活用については、市民に対しての見学や学校での学習や郷土の資料として活用されていると伺っておりますが、具体

的にどのように活用されているのかお伺いたします。

また、文化財などは市民の貴重な財産でもあり、重要な地域資源でもあります。また、地域で培われた郷土愛のあかしでもあります。文化財の伝承や保護のためには、市民への周知、更には環境整備など市民の協力や支援は欠かせないものであります。現在、博物館主催の史跡めぐり等の開催を行っておりますが、内容、開催回数、参加人数等をお知らせいただきたいと思います。また、開催後の参加者への文化財保護についての学習会や意識調査などが実施されているのか、活動状況をお尋ねいたします。

更にまた、少子高齢化や過疎現象が著しい地域状況の中で、特に無形文化財の伝承は大変困難を極めている状況であると聞いております。後継者や継承者対策については、地元任せではなく、幅広い対策の必要性を感じますとともに、伝統芸能は子供のころから親しみながら育成、養成することが大切でありますので、子供会や学校の課外活動として取り組むことが大切であると思います。今後の考え方をお尋ねいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、士別市の指定文化財は、士別屯田兵屋、上士別遺跡、祖神の松及び瑞穂獅子舞の4つを指定しております。そこで、現在の文化財の管理状況であります。市立博物館に隣接している屯田兵屋は、毎年春に士別市郷土研究会の御協力をいただいて、施設内の清掃及び周辺環境整備を行うとともに、降雪期には定期的な屋根の雪おろしを行っております。

上士別遺跡につきましては、遺跡が残されていた場所を示す標柱の文字が見えない状態になっていましたので、平成26年に新たに立てかえを行ったところです。

祖神の松については、カイガラムシの繁殖によって植物が枯れやすくなるすす病の発症が見られましたが、平成21年から25年まで病害虫の防除作業を実施し、その後は、すす病の発症は確認されておられません。いずれの文化財も、鑑賞者のために施設整備や周辺環境整備を行っておりまして、豪雪や強風などがあつた場合には、速やかに担当者が巡視を行っているところであります。

更に、無形文化財の瑞穂獅子舞については、本年11月8日に創舞100周年記念式典があさひサンライズホールにて盛大に開催され、文化継承の成果が発表されたとともに、保存会を中心とした伝承の意思が確認されたところです。

次に、文化財の活用状況についてであります。公共施設見学会や小学校の郷土学習に伴う施設の見学が行われるとともに、遺跡の出土品などの資料は、社会教育事業の講座や博物館の常設展示により市民の学習資源として活用されております。更に、市立博物館が主催する史跡めぐりについてであります。昭和60年のスタートから本年度で29回目を数え、屯田兵屋や上士別遺跡の見学のほか、近年は天塩川流域の史跡や文化財施設の見学を行っております。参加人数につきましては、平成25年度19人、26年度29人、27年度31人でございます。

なお、お尋ねのありました事業開催後の学習会や意識調査は行っておりませんが、考古学講

座などで文化財に関する学習機会を設けているところであります。

無形文化財の保護については、本市のみならず、道内では保存対策に苦慮している地域が多いところではありますが、無形文化財の伝承は、人から人へ時間をかけて行われるものでありまして、市民のふるさと意識の醸成が基本となるものであります。

谷口議員御指摘のとおり、文化財の保護、伝承は、歴史や風土に関する学習機会が重要と捉えておりますので、市民には引き続き史跡めぐりなどの事業によって学習機会を提供し、子供たちに対しては、博物館講座、土曜子ども文化村、公民館講座などで学ぶ機会を提供するとともに、学校の課外活動での活用について周知を図り、文化財の保護伝承に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 再質問させていただきます。

特に無形文化財についてでありますけれども、今教育長答弁いただきましたけれども、特に地域性にかかなり依存する部分が多いとは思っておりますけれども、何とかこの無形文化財が1つ2つ消えていくような状況に今いろいろなところでなっておりますので、この点に関し、今特に朝日の瑞穂獅子舞も後継者がどうかということが非常に大きな問題となっているようでありますので、これについて、地域間の交流がもう少し図られるような、学校だけでなく、何とかこの対策をとれないかなというふうに思うのでありますけれども、これから文化財を保護するための市民運動というような形の、もう少し層の厚い組織体制がとれないものかと、いつも思うのでありますけれども、その辺どう考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

特に無形文化財について、本当に今の状況であれば、本当にどんどん継承者も少なくなり、場合によっては消滅していく危機にもあるというふうに考えております。本当にある部分、わずか百数十年の北海道の歴史で、本当にその中で本州からしっかり伝承された文化というのは、これが消えてしまったら、100年、200年後にはもうこの地域には文化財、特に無形文化財と呼べるものがなくなってしまうのではないかと。わずかな歴史、本州の何百年、千何百年に比べると、わずかな歴史のものではあるんですが、北海道の地域性で今しっかりと保存のための方策を講じないと、先にはつながっていかないということで、その重要性は十分認識をしております。

それで、特に士別地域については、瑞穂獅子舞と日向神代神楽がございます。瑞穂獅子舞の部分については、議員のお話にもあり、私も御答弁申し上げましたとおり、創舞100年ということで、本当にこの地域には北海道の中でこれだけ伝承された芸能はないと。その部分では、本当に地域の方々为抓手とそれを伝承するために、あるいは行政的にも伝習館というものをしっかりとつくって、さまざまな練習の場、あるいはその衣装だとか道具をしっかりと保存す

る場を整えたからできたことだというふうに思っています。

多寄地域においても、朝日地域においても、子供たちがどんどん減少していきます。しかしその中で、本当に谷口議員のお話にもありましたとおり、さまざまな地域の無形文化財、伝統文化同士の交流だとか、そんなことも含めて少し力をつけていただく、もちろん学校なんかでの取り組みも、何らかの形で学校の授業の中に取り入れるというところまでは至らないにしても、しっかりと子供たちがその部分に触れるような取り組みもしていただくし、あるいは、行政的にもさまざまな部分で支援をしていくことが重要だというふうに考えておりますので、とにかく100年を経た瑞穂獅子舞については、しっかりともう一度手綱を引き締めて、伝承のためにどんな支援が必要なのかを考えていきたいと思っておりますし、数年前から保存のため何らかの手だてをとということで取り進めております日向神代神楽につきましても、ただ単に一地域に任せるのではなくて、土別市全体としてどんな形で支えることができるのかということ、しっかりと検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 朝日プールの整備についてお尋ねいたします。

朝日プールは昭和44年に開設されました。当時の朝日町民は、夏季の常設の初めてのプールでありまして、非常に感動感激したところでありまして、学校教育の中でも授業に取り入れられるなど、住民の健康増進、安全に水泳ができる施設として活用され、その後47年にはプールハウス鉄骨が設置され、屋根つきのプールとして水泳合宿や町内外から多くの人たちに利用されて現在に至っております。平成26年度の利用状況は、小中学校での授業や合宿、一般利用など年間1,000人が利用している状況であります。

そのような旧朝日町時代から住民の体育施設としての機能を果たしているプールの屋根鉄骨の補修を実施するために、今年度補修の予算措置がされていたところではありますが、市の予定では、鉄骨の損傷が激しいため補修は見送りとされ、改築するとすれば、経費の大幅増加が見込まれるので、明年度において、鉄骨部分を解体してプールの屋根を取り外した上で運用を行う方針であるとのことあります。

しかしながら、プールそのものの運用は継続するとはいえ、屋根を取り外した状態で周りをテントシートで囲うということで検討しているようですが、そのような施設となりますと、雨で中止、風の日も中止、外からほこりやごみ、虫なども混入してくる状況の中で、夏季の利用期間中、プールが常時使用できなくなることや、利用時間の制限などが行われることも考えられます。そうなれば、市民の利用数は減少し、また学校の体育の授業にも差し支わりが生じてくることも考えられます。ひいては、利用者の減少により将来的に廃止になるようなことも予想されます。

長年地域住民が夏の間の健康増進に利用してきたこと、子供たちへの水泳に親しむ環境を与えてきたことなどを考慮しますと、屋根のある環境の整った施設の提供は、健康づくりを基調とした健康長寿日本一を掲げている本市の考えに沿うものと考えます。屋根つきで常時利用の

できる施設としての改修を期待するものですが、どのように考えていくのかお伺いいたします。

次に、本市市内の公共建物、とりわけ地域施設の縮小や廃止傾向が強まる中で、合併時から今までいろいろなところで発言されているように、均衡のある発展や地域住民の声を受けとめて進めていく市政執行や、また市内市民の交流促進を促す手段を講じていくことは、本市の振興発展のために重要なことでもあります。

特に今後、本市総合計画も明年を含めて残り2年となるわけではありますが、合併10年を経過したことを踏まえて、将来に向けての本市地域全体の振興ビジョンを構築していくべきではないかと考えます。今後の施設整備及び考え方をお伺いいたしまして、質問を終わります。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長(菅井 勉君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

朝日プールは、昭和40年代の高度成長期における土木工事や河川の砂利採取の増加などから、河川の汚染や危険箇所が多くなり、岩尾内ダムの放流などもあって、天塩川などでの遊泳が禁止となったことから、昭和44年に町民プールとして25メートル6コースで設置されました。

昭和47年には、議員お話しのとおり、保温対策のためプールハウス鉄骨が設置され、利便性の高い屋根つきのプールとして施設の整備、補修等を行いながら現在まで運営を行ってきております。

平成27年度の実績については、6月の第1土曜日から8月の最終日曜日までの約3カ月間開館しており、その間、一般利用のほかに、市内小中学校の水泳授業が24回、あさひ保育園の利用が3回実施されており、約1,000人の利用があったところです。また、スポーツ合宿者にも多く利用されており、朝日地区での合宿の拠点である朝日地域交流センターに近いということもあって、トレーニング後のクールダウンやトレーニングメニューの一つとして水泳を取り入れるチームも多く見受けられます。

このようなことから、朝日プールは、夏の期間の市民の健康増進及び教育施設として、更には合宿の里を進める本市にとって、朝日三望台シャントツェや農業者トレーニングセンターと同様に、夏季合宿におけるトレーニング施設として重要な役割を果たしてきております。

しかしながら、プールハウス鉄骨設置から42年が経過し、経年劣化による鉄骨の腐食が激しくなっており、特に鉄骨根元付近の損傷が著しく、安全な施設運営を図るため、本年度に454万5,000円を予算計上し、プールのシーズンオフとなる9月以降に、腐食が特に激しい鉄骨根元部分の補強工事を実施するため準備を進めておりましたが、工事設計に係る詳細な調査の結果、補修を予定していた鉄骨の腐食が予想以上に進行しており、補修では十分な強度が得られないとの結論に至り、今回工事の実施を見送ったところであります。

そこで、来年からの朝日プールの運営方法ですが、今回補修できなかった既存の鉄骨を残したまま運営を行い、安全性を確保するため、プールハウスシートを屋根部分には設置せず、プールハウス側面のみ設置しての運営を考えており、シーズンオフとなります9月ころには、腐

食した鉄骨の解体工事を進める計画をしております。

屋根を取り外した状態での施設の運営については、雨や風により休館となるとの御指摘でございますが、本年度までのプール利用者の状況を見ますと、雨天時にはほとんど利用がないこと、学校授業においても、雨天時や気温が低い場合、授業日程を変更して実施している状況であるため、極端に利用者が減少することはないと考えております。

また、適正な水温を管理するためのプール温水ボイラーや冷えた体を温めるための保温シェルターの活用、プール閉館時におけるプールの水温の低下や、外からのごみや虫などの侵入を防ぐために、プール水面全体を覆うシートを設置するなど、プール利用者が不便を感じないよう環境の保全にも努めてまいります。

更に、今後の屋根つきでの改修計画との御質問につきましては、現在本市では、今後の公共施設の整備や維持管理などの基本計画となる公共施設マネジメント計画を平成28年度策定に向けて鋭意作業を実施しているところであり、今後については、市が保有する全公共施設の現況を把握し、課題を整理することとなっており、市民、議会、行政において現状認識の共有を図り、まちづくり基本条例の理念に基づいて、公共施設のあり方についての基本方針、数値目標を定める基本計画を策定していく考えであり、その中で協議を進めてまいりたいと存じます。

今後につきましては、土別市の将来像を見据えた市民に必要とされる行政サービスの質が確保でき、そして現在実施中のまち・ひと・しごと創生総合戦略で進める合宿の聖地としての交流人口の拡大に向けた合宿者にも最適となる公共施設のあるべき姿の具現化に向けて、実効性のある取り組みを進めてまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 再質問をさせていただきます。

このプールにつきまして、今いろいろ御説明がありましたけれども、1つには、この最初の計画から相当大幅に計画変更が行われているということについて、全く地域住民に話がありません。まずこの点、やはり大幅な変更があるということになれば、相当な朝日町の住民の理解、あるいはまた合宿者の関係者もいっぱいいるわけでありますから、学校の関係者等もあるわけでありますから、まず住民に理解をしていただくための説明といいますか、住民との合意形成というものが、やはり私はこれから特に必要になってくると思うのでありますけれども、そのことについて、例えば朝日まちづくり連絡会が何回か開かれておりますが、全くその議題には上がってきたことはありません。

そういう意味から、変更するにしたって、このような大幅に屋根を取り払って来年以降使うということでありますけれども、本当に住民は全く知らないうちにそういう形になっていくということについてどうお考えなのか。それと、まちづくり連絡会には一つも議題として上がっていないということはどういうことなのか。

それから、これからいろいろと考えていくということでありますけれども、少なくとも夏の

合宿にいろいろと、それは雨の日は寒いからということはありませんけれども、あれは温水プールでありますから、いろいろな面で、やはり夜も使うということにもなっておるわけでありませぬけれども、そういうものが制限されていくということ、それから住民の、あるいは交流人口を今少しでも図るということでもありますけれども、士別から、例えば朝日のほうへプールに来るという状況もあるわけでありませぬ。それも交流人口を図るという一つの大きな要素ではないかなというふうに思うわけでありませぬけれども、この辺についてはどうお考えなのか、その辺、ちょっと御回答をいただきたいと思ひます。

○議長（丹 正臣君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 再質問にお答えいたします。

初めに、地域の住民に一切説明がなかったという部分につきましては、反省する部分が多々あるというふうに思っております。議会には代表者会議で説明をさせていただいたところでもありますけれども、その部分については、今後きちんと住民にも説明、あるいは協議が必要な部分があるかと思ひます。

それから、2点目の交流の部分でありまして、士別から朝日へのプールを利用するという部分につきましては、その部分については、かなり難しい部分ももちろんあると思ひますけれども、その部分についても、今後総体的に検討していく必要があるというふうに考えておひまして、この場でよい回答というのできないと思ひますけれども、十分今後検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 部長、回答になってませぬけれども、少なくともしっかりと住民に理解していただくということは、まずこれは前提ではないかなというふうに思うのでありますね。今いろいろと地域の担当職員とか、いろいろなそういうものがあるのでありますから、少なくとも自治会もあるのでありますから、いろいろな場面場面で、できなかったことはないはずだと私は思ひます。これは非常に申しわけなかったでは済まないという問題が一つ私はあると思ひます。

それと、交流人口を図るということは、やはりプールが士別にも朝日にもあると、いろいろな状況の中で、市内の中で行ったり来たりするということは、交流人口を増やすということにつながってくるんですよ、これ。そうすると、お互いのまちでありながら、やはり士別へ来る人もいるし、朝日に来る人もいるという中で、少しでも地方を疲弊させないという、これはやはり大きな前提があるのではないかと思ひますのでありますけれども。今回答はできないというのでありますから、もうどうしようもないと思ひます。

やはりその辺のことは、大局的なこの市全体のものを見計らった上でそういうものを考えていくということにならないと、せっかく施設がありながら、だんだん縮小して、もう最後には利用がないからやめますということではなりませんと私は思うのでありますけれども。この辺、

これからそういうことがどんどん起こってくる、説明がないということは、結構多々、私はほかには言いませんけれども、多々あるからいろいろな問題が起こってくるということになりませんか。

その辺、私はこれはこの問題だけではなくて、いろいろな問題の中で、やはり住民に説明をきちんとしながらまちづくりをしていくという基本的な姿勢が、やはり欠けているのではないかと私は思うのでありますけれども、その辺これから、質問の回数ももう2回で終わりですからできませんけれども、しっかりとこの辺のことは、お互いの両市町が合併したということは、大きな目的があるのでありますから、外から来るだけが交流人口ではないんですよ。市内の人たちが行ったり来たりするということは、交流していろいろなことをやはり見たり聞いたりするということは大事なことだと、私は基本的には思うのでありますけれども、この辺についてどうお考えなのか、最後に聞かせていただきまして、私の質問を終わりますけれども。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） この朝日のプールの問題につきまして、生涯学習部長から御答弁も申し上げましたが、当初我々の考えでは、鉄骨部分が傷んで、その部分をしっかりと補修をするということで臨もうということで予算化もしておりました。そういった段階で、だんだん予算化をして具体的に業者が見た段階で、いや、これはもう鉄骨の補修は不可能だということと言われましたものですから、途中その部分まで我々の予想とは大きく違っていたということのために、その部分で急にどう対応するかということに主眼がいて、その部分でさまざまな今後の対応策を検討していく段階で、住民の方々への説明が少しおろそかになったということで、本当に申しわけないというふうに思っております。

基本的な方針については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、谷口議員おっしゃるとおり、交流人口の拡大というのは、ただ外部から人を移入することだけでなく、かつての合併前の2つの地域である士別地域と朝日地域が相互にということもあり、朝日プールについては、一部上士別小学校が利用しているというようなこともございますので、当面こういった方向で進めさせていただいて、その部分、利用のあり方、具体的にさまざまな取り組みをやってみて、あるいは御承知のように市内の温水プールであるベアスイミングプールが閉鎖になったということもございますので、市内の既存の南郷プールのあり方、そして朝日プールの役割というものを、もう一度全体的な中でしっかりと検討して、地域にとっての施設のあり方については、何らかの方法で今後対処してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今の朝日のプールの件にかかわって、地域に対する説明が不足していたということ、そしてそのほかにも多々あるといったようなお話がございました。

プールの件については、今教育委員会のほうからそういうことがあったという、極めて残念でありますけれども、そういうことがございました。私ども、士別市の憲法ともいえるまちづ

くり基本条例を定めておりました、御承知のとおりその大きな柱は、情報をしっかりとみんなで共有していくということでございます。その精神に立ち返って、いま一度我々のふだんの業務の進め方というのを再点検して、全ての事業については、市民の皆様がしっかり、ああこうなっていくんだなといったようなことがわかるような進め方をしていくように、いま一度全体で確認をしていきたいというふうに思います。

○議長（丹 正臣君） はい。

○1番（谷口隆徳君） ぜひよろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 8番 岡崎治夫議員。

○8番（岡崎治夫君）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、駅前再整備についてお伺いいたします。

駅前再整備については、同僚議員から再三にわたりいろいろな角度から質問されてきております。私は、駅前の再整備については、牧野市長のマニフェストにも関連がありますので、これを実現するために、現在更地になっている旧駅前ビル跡地の活用について、提言も含め質問をいたしたいと思っています。

さきの先月の平成26年度決算審査特別委員会の井上委員の質問に対する答弁では、今後、旧駅前ビル跡地は更地を含めたお考えもあると答弁されております。本市は開基120年を目前にしており、鉄道がもたらした歴史や効果は多大なものがあると思っております。その鉄道の拠点駅であることは言うまでもありません。

今この鉄道は、国の管理から民間、JR北海道に移行されて営業されております。民間は収支を追求されておりますから、採算の合わない路線は廃線か路線バス転換が余儀なくされてきており、先月JR北海道では、道内の鉄道路線における今後の方向性が示されました。私たちが利用している旭川から稚内までの宗谷本線も、名寄から稚内までが減便等の、また今後においては路線の関係も対象路線として示されているところであります。

旭川駅から名寄駅までは大丈夫というのではなく、途中駅である、本市の表玄関でもありません士別駅の乗降客を少しでも上昇できる動線づくりのためにも、駅前については更地ではなく再整備が欠かせないのではないのでしょうか。

また、平成25年1月に、商工会議所、観光協会、地元住民、またはそれぞれの関係者一同に、駅前再整備について説明を持たれたことはお聞きしておりますが、その後今日まで再度駅前再整備に、また再開発にかかわる説明会をされていないことをお聞きしてございます。

そんな中での答弁であると思いますが、駅前ビル跡地にコンビニエンスストアや、またそれに類似した店舗、高速バス・路線バスの待合所などのバスターミナル構想、建物の上部は公営住宅が入る構想も一時はあったと思いますが、第3回定例会の国忠議員の質問に対する答弁や、さきの決算委員会での井上委員の質問の答弁なども含めて、これまで議会の中で幾度となく議論されておりますが、いま一度これまでの経過や、その中には会議を開催されない中での今後

の見通しについて御答弁をいただきたいと思います。

私からの提言であります。駅前から国道40号線までの駅前再整備は、既に丸武児童公園を再整備されましたし、これからも各所の整備、環境づくりをしながら立派な駅前再整備を持続的に進めるべきだと思っております。それには、ビル跡地を更地にしておくのではなく、平成25年1月以来閉ざされている説明会を早期に開催し、例えば人の出入りが多い団体などの入居も視野に入れながらにぎやかさを創出することや、西地区、難しくなりますけれども、通称線路西といわれております線路西から駅正面への人の往來の仕方などを考慮していくならば、私は明るい駅前再整備ができ上がると確信しております。

また、市民の皆さんも、旧駅前ビルが解体され更地になり、寂しさも感じ、一刻も早い再整備の計画策定を望むものであると聞いております。また、JR北海道が示した減便等の方針については、宗谷本線の名寄以北が減便の対象となりましたが、仮に最終決定された場合に、本市への影響もはかり知れないものがあると思っております。

減便は、地域に住む人の通学や通院の足の確保などを考えますと、許されるものではありません。本市を含めた名寄市や、名寄市より南地域の減便なども、将来ないとは限らないものと推測しております。近隣の市町村と連携して、減便解消等に向けた要望活動を本市としても展開されているとお聞きしておりますが、今後の名寄以北の減便等の見通しを行政としてわかる範囲でお答えいただきたいことと、旭川から名寄までの現状維持、更には宗谷本線全体の路線維持に向けた取り組みについて、強力に本市としても進めていくべきと考えますが、牧野市長の御所見をお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 岡崎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から、駅前再整備について答弁申し上げ、JR北海道が示した減便などの状況については、総務部長から答弁申し上げます。

駅前の再整備については、これまでの定例会や特別委員会でも多くの御提言や御質問をいただいていたところですが、改めてこれまでの経過についてお答えいたします。

駅前再整備事業は、総合計画に基づき、老朽化と耐震化の問題を抱えていた駅前ビルの解体を進める一方、跡地の利活用や街路の整備、駅前広場の計画変更などについて、庁内関係部署によるプロジェクトを設置し、平成23年度から検討を進めてきました。一方、私のマニフェストの一つである中心商店街に公営住宅を含めた複合店舗についても、街なかミニ公園の整備とあわせたプロジェクトチームを設置し検討を進めてきました。

これら2つのテーマについては、一体的、総合的に検討を進めることが望ましいとの判断から、24年6月に両プロジェクトを統合し、その後の検討、協議のもと同年12月には駅前再整備構想をまとめたところです。

この構想では、10戸程度の公営住宅のほか、バスの待合所、コンビニエンスストア、市民サロンとしての活用などを想定した多目的スペースを加えた複合施設を建設するとともに、丸武

児童公園を街なかミニ公園として整備し、国道40号や中心商店街への動線をつくり、街なかのにぎわいを図ることを構想の柱としました。

この構想をもとに、25年1月からは商工会議所や士別まちづくり推進協議会などの関係機関や団体、駅前近郊の自治会や振興会などへの説明と意見聴取を行うとともに、地域政策懇談会においてもテーマの一つとしてきたところです。このほか、バス事業者などとの協議も行いながら構想の実現に向けて取り組みを進めてきました。

こうした中で、駅前に公営住宅は必要か、小規模の公営住宅でにぎわいの創出につながるのかなどの意見もあった一方、庁内においても、改めて公営住宅のあり方について検討を進めた結果、公営住宅の管理戸数が類似自治体と比較すると多い状況にあることや、中央地区においては入居需要も減少傾向にある中で、特に駅前周辺においては民間賃貸住宅の供給数も多いことなどから、公営住宅の建てかえは行わないものと方針を修正しました。

したがって、その後はバスの待合所、コンビニエンスストア、街角カフェ的な活用も可能な小規模な多目的スペースを中心に、必要最小限の規模の施設整備を念頭に置き、計画策定に向けて庁内議論を進めてきたところです。

更に、士別市PFI・PPP研究会の中でも整備手法についての検討も行ってきましたが、事業費規模などからPFI等の手法は現実的ではないとの判断に至っており、まずは市の事業として進めることで検討してきました。

こうした中、若い人たちの意見を取り入れてほしい、更地でもよいのではないかなど、さまざまな意見が寄せられていることや、本市の玄関口である駅前空間はどうあるべきか、どのような施設や整備が望ましいのかについて、改めて検討していくべきとの結論を庁議において確認をし、さきの第3回定例会での国忠議員の質問に対しても、一度立ちどまって再構築も含めて検討していくとの答弁を申し上げたところです。

今後においては、商工会議所や振興会を初めとする関係団体や若い人たちとの協議のもと、具体的な提言をいただくなどの取り組みにも努め、できるだけ早い時期に新たな計画を固めていきたいと考えています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、JR北海道が示した減便などの状況と、路線維持に向けた取り組みについてお答えいたします。

去る10月19日、JR北海道旭川支社の社員が本市を訪れ、老朽化が著しい車両の故障が頻発し、安全運行に支障を来すおそれがある中で、JRの経営状況から車両の更新は難しく、減便など運行本数の見直しを検討していること、あわせて、経営改善のため、利用者が極端に少ない駅の廃止や駅員の無人化について検討しているとの説明があったところです。

広大な面積を有する北海道においては、通学や通院などで地域を安全・安心に結ぶ鉄道交通網の維持は極めて重要です。こうしたことを踏まえ、去る11月18日に本市を含む宗谷本線の沿

線自治体や議会、商工会議所等で構成する宗谷本線活性化推進協議会からJR北海道に対し、宗谷本線の減便計画、美深駅無人化計画の見直しについての要望書を提出しました。

しかしながら、JR北海道からは、地域との議論が十分でなかったことへの反省はあるものの、厳しい経営状況にあることを理由に見直しや撤回までの言及はなく、11月27日には来年3月のダイヤ改正において、道内で8路線79本の普通列車を減便する方針が報道発表されたところです。具体的に宗谷本線においては、名寄駅以北で58本の列車のうち8本が減便の対象となったところであり、本市の市民にとっても少なからず影響があるものと考えています。

JR北海道は、来年3月のダイヤ改正までに、減便対象の沿線自治体等に対し説明をし理解を求めるとしており、去る12月10日から沿線自治体に個別の説明を開始しました。本市に対しても、12月11日に本社社員が来庁して説明があったところです。その中では、協議会からの要望を受けて、一部の便の運行時間を変更することによって、できるだけ減便による影響を減らすよう努めるとの回答を得たところでもあります。

鉄道の減便などは、地域の衰退を招くことも大いに懸念される場所であり、今後もJR北海道が示す方針について十分注視するとともに、宗谷本線活性化推進協議会を中心としながら、地域の足、暮らしの足を守るため、積極的な活動を展開してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 8番 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 再質問をさせていただきます。

先ほど市長の答弁で、駅前再整備については庁内討議の中で重視して進めてこられたような答弁だったかなと思いますが、先ほど質問の中でもありましたように、商工会議所だとか、あるいは観光協会、それぞれのいろんなところとの協議は、25年1月に開催されて以来、全くそういう話し合いがなされていなかったということに対して、非常に商工会議所なども不機嫌というか、そういうのではなくても、何とか私どもにも今後のそのことについては常に相談をしていただくほうがよかったのではないかなと、そういう話を伺っております。

そこで、今市長は早い時期にと答弁されましたけれども、この早い時期というのは、1年後を指すのですか、5年後を指すのですか、そこら辺を御答弁をお願いします。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 岡崎議員の再質問にお答えいたします。

この問題については、先ほど答弁申し上げたとおりなことでありますが、議員の皆様方からも多種多様な御意見、この議場の場でもいただいているところでもあります。

先ほど市のほうとして更地という考えもあるようだという、そういう質問でありましたが、私は更地ということではなくて、更地という御意見もございましてということで今まで申し上げてきまして、それらの内容につきましては、国忠議員、そしてさきの井上議員の決算委員会の中でも御答弁を申し上げました。

それで、早い時期はいつごろなのかというお話でありますけれども、今いろんな御意見もい

ただいている最中でありますので、私の考えとしては、28年度中にしっかりと方針を出しながら、議会の皆様方と相談もさせていただきながら、早い時期にこの問題については整理をしていきたい、このように考えているところであります。

○議長（丹 正臣君） 8番 岡崎治夫議員。

○8番（岡崎治夫君）（登壇） 次に、士別市の基幹産業についてお伺いいたします。

本市では、今上士別工区において国営農地再編整備事業の工事が実施されておりますが、先般、平成26年度決算審査特別委員会の折に、同僚議員の質問の答弁によりますと、工事が国の予算づけの関係でおくれていると報告がありましたが、地元関係者によりますと、2年はおくれるのではないかとお聞きしております。現状と今後の進捗状況を教えてください。

また、この国営農地再編整備事業が完了する前に、隣町の中士別地区においても大型農地再編整備事業の取り組みを、ただいま現在のところ計画されていることをお聞きしておりますが、本市では引き続きの大型農地再編整備事業でありますから、国営事業での要請はできなかったのでしょうか。また、農業関係での国営事業ではどのような事業を行うことができるのかをお示しいただきたいと思えます。

次に、中士別地区大型農地再編整備事業についてお伺いいたします。

中士別地区においては、昭和46年ころより士別市の先陣を切って大型農地圃場整備事業に着手し、50アール程度の面積圃場に整備され、本市の模範となり、他の地区も大型農地圃場整備事業に着手され、今では本市の水田の8～9割以上が整備されたとお聞きしており、大変本市としましてはいい環境になったなと思っておりますが、近年、御承知のように、上士別工区の国営農地再編整備事業が進むに伴い、これからの農業は超大型圃場に入り、省力化かつ合理化される農業経営の時代に入ってきたのだと痛感しているところであります。

同じころ、高速道路である北海道縦貫自動車道が士別市まで開通し、現在に至っておりますが、本市から稚内市までは高規格自動車道として高速道路並みの自動車道が建設中でありましては御承知のとおりであります。

そこで、中士別地区の通過全域は、昭和40年前後に作業のやりやすくなりました大型圃場が全域斜め横断になるため、今後の農作業に大きな支障が出てくることから、いろいろな補助事業を模索していたところであるとお聞きしております。

今回、農業競争力強化基盤整備事業、ちょっと長ったらしい事業名でございますけれども、その中にまた農地整備事業、更に経営体育成型という事業により、中士別地区を4地区に分けて、1枚の圃場面積は3ヘクタール以上の圃場面積を基準にして、国営農地再編整備事業に準ずる大型農地圃場整備事業計画立案中であるとお聞きしております。

そこで、国営農地再編整備事業は農業者個々の負担率も低く、農業経営にも大きく寄与されることを信じておりますことから、中士別地区農業競争力強化基盤整備事業では、道営事業であり、個々の負担率も高くなると伺っております。これからは本市でも大型農地圃場整備に取り組んでいかなければならない、そういう時代に入ったと確信しております。なぜなら、本市

の田園地域、畑作地域も高齢者時代になり、後継者の担い手のいない方は離農していく確率が本市では高いと聞いておりますことから、農業委員会としましても、先人が育まれました肥沃に満ちた生産性の高い農地を荒廃地にはできないことから、農業後継者に引き継ぎされているのが現状であり、1戸当たりの面積もかなり大きな面積になってきております。個人での耕作面積にも限界が見えてくるのも、そう先ではないと思っております。

そんなことから、本市行政といたしましても、個々の農家の後継者が育つ、農業経営ができる、大型農地圃場整備事業に取り組む中士別地区農業者に限らず、国営農地再編整備事業に近い施策を講じていただきたい、例えば、自己負担分の軽減には利息の補填など考えられる余地があるかとも思います。このことにより、士別市の基幹産業を守っていくために、更には本市の各地区でも大型農地圃場整備事業が推進されていくなれば、市内での農業関係事業者の繁栄にもつながっていくと思っておりますが、お考えをお示しいただきたい。

次に、GPS機能の今後の活用についてお伺いいたします。

このことは、平成26年度決算審査特別委員会の折、大西委員の質問の答弁にありましたが、多寄町にGPSのアンテナ基地が設置されたことを伺っております。私たち議員は、そのときの答弁でのGPSの説明の理解は難しかったなど、このようにお聞きしております。

それで再度お伺いいたしますが、上士別のGPS機能と多寄のGPS機能とは、どんな大きな違いがあるのかを詳しくお示してください。

これからの時代は、IT機能の時代に入ったと言っても過言ではないでしょう。農業機械もGPS機能を生かして無線操縦で稼働できるシステムを搭載し、無人で作業ができる時代が来ると聞いております。今後はこのシステムを利用することによってどのようなことができるのか、わかる範囲でお示しいただき、私の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） 岡崎議員の御質問にお答えいたします。

士別市の基幹産業の農業について、初めに、上士別地区における国営農地再編整備事業についてお答えいたします。

まず、事業の現状についてであります。平成21年度から28年度までの事業期間で進めております本事業は、27年度現在までの基盤整備は、受益地825ヘクタールに対し628ヘクタールまで完了し、面積ベースで76%まで進んでいる状況となっております。

次に、今後の進捗状況についてであります。土地改良事業に係る国の予算確保の関係から、市長の定例会見やさきの決算特別委員会の村上委員へお答えいたしましたとおり、完了については当初計画で28年度を予定しておりましたが、2年程度延伸となる見込みであり、計画どおり事業が進んでいない状況にあります。

しかしながら、国の動きとしては、本年6月末に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015、いわゆる骨太方針2015に初めて土地改良事業についての施策表記が追加され、高付加価値化、生産コスト削減に資する農地の大区画化・汎用化や、維持保全等を一層推進すると

明記されたことから、予算の拡充を期待するものであります。

先月19日には、市長が会長であります北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会の中央要請活動として、農林水産省、国土交通省北海道局及び農林水産副大臣、政務官を初めとする道内選出国會議員に対し、強い北海道の創生に向けた農地の再編整備に関する要請を行い、計画的な農業経営を図るには、計画的な事業の推進が必要であることから、28年度当初予算の確保について強く要望してきたところであります。

また、11月25日には、農林水産分野におけるT P P対策が政府から出され、その中でも農政新時代の攻めの農林水産業への転換、体質強化対策として農地の更なる大区画化・汎用化が盛り込まれているなど、土地改良事業の重要性が改めて示されたところであります。

更に、政府は27年度補正予算案で、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策に加え、T P Pの大筋合意に伴う対策等を18日に閣議決定し、年明けに招集予定の通常国会に提出する方針であり、また、28年度予算の編成作業も進められており、これら土地改良事業における予算の動向を注視するとともに、今後あらゆる機会を活用し事業の推進に努めてまいります。

次に、中士別地区における国営による事業採択の検討についてであります。現在、中士別地区では道営農地整備事業により地域内を4地区に分割し、28年度から順次採択されるよう取り組みを進めており、全ての地区の完了は39年度を予定し、その内容は換地を伴う大区画整理が745ヘクタール、簡易な区画整理が273ヘクタールの合計1,018ヘクタールとなっております。

中士別地区は、当初高規格道路の建設によりできる不整形区画の解消を目指し、19年にその関係農家が中心となり事業の検討が進められましたが、その後、中士別地区の農家戸数が減少する中で、農地を守っていくためには地区全体での基盤整備が必要であるとの協議結果により、対象地域を中士別全地区に拡大したものであります。

本圃場整備が道営事業での実施となった背景には、国営農地では事業採択実施まで4年を要することから、高規格道路の建設による不整形区画を解消し、農作業の省力化を早急に図る必要があったためであります。

また、御質問の国営事業による主な内容は、大区画圃場整備が実施できる国営農地再編整備事業、ダム頭首工幹線水路等の施設整備を図るための国営かんがい排水事業、更には、国営造成土地改良施設整備事業、国営施設応急対策事業などがあります。

次に、事業の負担の軽減についてであります。国営事業の農家負担は3%で、道営事業は12.5%と、大きく負担に違いがあります。本市では平成8年から受益者負担の軽減対策である21世紀高生産基盤確立対策事業、通称パワーアップ事業に取り組んできており、このパワーアップ事業を活用し、各地区の農家負担を7.5%に軽減してきたところであります。

現在、パワーアップ事業については、第4期対策として23年度から27年度までの事業期間で食料供給基盤強化特別対策事業と名称を変え継続されていますが、本年度で終了するところから、更なる継続について要望しているところであります。

そのほかの負担軽減対策として、国の農業経営高度化促進事業があり、これは道営事業を一

体的に実施するソフト事業で、中心経営体の農地集積に応じ、道営事業の一定割合を交付するもので、夏期施工の実施農家に交付できるほか、負担金の償還への充当にも活用することが可能であり、そのほか、国の経営体育成促進事業で農家負担の6分の5に相当する額を無利子の資金とする制度もありますことから、負担軽減に向けてこれらの活用が図られるよう進めてまいります。

次に、他の地区における大型圃場整備事業の推進についての考え方であります。

大区画圃場の整備は、農家戸数が減少する中で、担い手の確保や本市の農業発展にとって重要と考えております。その推進に当たっては、大区画化に伴い、機械作業体系や地域の営農体系が大きく変化することになるため、各地区で十分検討が行えるようさまざまな情報提供に努めてまいります。

次に、GPS機能の今後の活用に向けて現在取り組みが進んでいる上士別のGPS機能と多寄の違いについてであります。

まず、GPSを農作業で広く活用できるよう精度を高めるためには、人工衛星からの信号に加え、地上に設置した基地局からの補正信号をトラクターで受信する必要があります。上士別基地局では補正信号を無線機を使いトラクターで受信する方法で、多寄基地局では補正信号を電話回線からインターネットを経由してトラクターにある携帯電話、スマートフォンで受信をします。つまり、基地局とトラクター間の信号の配信方式に違いがあり、上士別は無線配信方式、多寄はインターネット配信方式と、一般的に呼ばれています。

機能については、無線配信方式は障害物があると届きませんが、インターネット配信方式は携帯電話の通信圏内であればどこでも届くため、地形条件に左右されない特性があり、その配信方式以外については同じ機能を有しています。

上士別での採用理由は、インターネット配信方式は、電話回線、インターネット環境、携帯電話と機器が多く、無線配信方式は、無線機だけのシンプルな仕組みであり、ロボットトラクターの実験では、シンプルであるほどトラブル発生時の原因究明が容易であることと、インターネット配信方式は当時十分に普及していなかったことなどの理由からであります。

最後に、GPS機能を生かした無人の作業はどのように変わるかですが、無人作業、いわゆるロボット技術の活用については、現在のところGPS自動操舵システム、いわゆるオートセーリングシステムとして、有人での自動運転という形で普及が始まっています。これはオペレーターを手離しで作業させることができる技術で、女性・高齢者にも安全・高精度なトラクター作業を可能にし、対応作業については、耕起、施肥、播種、防除などさまざまあり、上士別地区では田植えや代かきなどにも利用されています。オペレーターはストレスがなく、長時間作業が可能になるほか、精密に走行できるため、手動に比べ畝数が多く播種することが可能であるなどとされています。

今後、GPSを含む技術は、情報通信技術ICTと呼ばれ、ICTやロボット技術RTを活用した新しい農業はスマート農業と呼ばれ、少ない人員で規模拡大が図られ、更に従来以上の

高収益・高品質な生産が期待されます。

本市においても、急速に進歩していくICT農業について対応できるよう、ロボットシステムを取り入れた新たな農業経営基盤の検討や最新の営農システムなどを活用した農業経営の体質強化について引き続き研究してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 再質問を1点お願いいたします。

今、中士別地区の道営圃場整備に対して、国からのいろんな補助政策、そういうものが示されて、かなり実質自己負担の軽減策になっているんだという、いろんなそういう説明をいただきました。

私ども現実にそれをいただいて、実際に本当に最終的に我々の負担はどれぐらいになっているのか、その数字がもしわかるのであれば、ちょっとお示ししていただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 岡崎議員の再質問にお答えいたします。

負担軽減率でありますけれども、これはパワーアップ事業の継続について今要望をしているということなので、それが実現可能となれば7.5%になりますし、先ほど話しました国の事業ありますけれども、それはパワーアップとそれが並行して利用できるかということ、ちょっとできないという部分が今現在道のほうでは言われております。

だから、その部分については、今後道のパワーアップ事業の継続とあわせて、詳細がわかり次第地区に説明をさせてもらいながら、こういった形が最終的負担軽減になるのかという部分について、十分に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、負担に当たっての利子の軽減の部分についても、国の事業ありますから、そういった活用も含めて、農協だとか土地改良区とあわせて、地域の農業者と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 以上で質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時52分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番 井上久嗣議員。

○14番(井上久嗣君) (登壇) 通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、ワンストップ窓口と組織再編に関する質問をいたします。

去る11月25日、本庁舎整備検討市民委員会から本庁舎整備に向けて中間提言が市長に提出されました。中間提言の取りまとめまで行われた計6回の検討市民委員会の中でも多くの発言がありました、ワンストップサービスの実現が提言内容に明記されました。それは、庁舎の機能への提言書の中で、誰もが利用しやすい窓口機能の導入とあり、そこには、バリアフリー化はもとより、総合窓口やワンストップ窓口、ワンフロアでのサービス提供など、市民がわかりやすく利用しやすい窓口機能を導入することと提言されています。この提言を受け、本市は庁舎整備に当たってワンストップサービスの実現に向けて進められることと思いますが、お考えをお聞かせください。

そこで、ワンストップサービスを実現していただくことを私からも強く要望して、その考え方について幾つかお尋ねをしたいと思います。

市民のワンストップサービス導入への要望の根底として、どこの課に行けばよいのかわからない。複数の課を回る場合がある。どの課の手続が必要かわかりづらい。書類も手続もわかりづらいなどの課題があります。そこで、来庁される市民の立場で利用しやすい窓口機能を目指す手法の一つが、ワンストップサービスの導入です。目指すものは、来庁者をたらい回しにしない、来庁の目的に合わせて必要な手続がスムーズに行える、ワンフロアでほとんどの手続が完結することなどです。

しかしながら、その手法は各先行自治体でもさまざまです。フロアマネジャーとも呼ばれる案内係を配置する、総合案内を設置する、市民にかかわる各窓口をコンパクトにワンフロアに集約する、市民が関連する複数の手続を1カ所の窓口で集中して行うことができる総合窓口化を図る等々です。また、対応している各種手続等の範囲にも差があります。

そこでお尋ねいたしますが、本市の場合、どのような形態を想定されているのでしょうか。また、ワンストップサービスで対応する各種手続等は可能な限り多いことが望まれますが、それらに対する考え方をお聞かせください。

次に、庁舎整備とかかわる組織のあり方について質問いたします。

庁舎の整備時におけるワンストップサービスの構築においては、市民の目線から手続の時間、手間、負担感を減らすための業務改善が必要であり、職員にとっても仕事を進めやすい仕組みづくりを事前に進めなければなりません。そこで、庁舎の整備とあわせてワンストップサービスを基本とする行政組織、機構の再編を進める自治体もあります。それは、利用者の利便性を向上させるためにも、意思決定や事務処理の迅速化や事務の効率化が避けて通れないからです。このような取り組みについて、本市としてどうお考えでしょうか。

さて、本市の市長部局では、現在朝日総合支所を除いて、総務部、市民部、保健福祉部、経済部、建設水道部の5部体制となっていますが、人口が同一規模の道内他市の行政組織を調べ

ましたところ、富良野市、留萌市、砂川市、深川市では4部体制となっています。

富良野市の場合、総務部、保健福祉部、経済部、建設水道部となっており、本市の市民部の役割が総務部と保健福祉部に分かれたような形となっています。留萌市の場合は、総務部、地域振興部、市民健康部、都市環境部となっており、戸籍・国保・介護・福祉など市民窓口にかかわる多くのものが市民健康部に集約されており、砂川市、深川市においても同様な体制となっています。今後、本市もワンストップサービスを進める上においても参考になるものと思いますが、いかがでしょうか。

本市の総合戦略における本市独自の人口推計においても、庁舎改築後の約15年後の2035年には、本市の人口は1万5,000人ほどと予測されています。現在の5部体制を継続していても、いずれ組織の再編が必要となることは明らかです。このたびの本庁舎整備では、平成29年より実施設計が計画され、庁舎のフロアレイアウトが決定していきます。現在のままの組織体制で庁舎整備を行い、その後、遠くない時期に人口と職員規模に合わせた組織再編となれば、使いづらいものになってしまう懸念があります。これから基本設計、実施設計と限られた期間ですが、思い切った組織再編も視野に入れるべきと考えますが、考え方を聞かせてください。

さて、検討市民委員会からの中間提言では、その整備手法として、改築と分散化の併用によって整備を進めることが望ましいとの提言となりましたので、財源との兼ね合いもあり、分散型の庁舎で進められることと思います。そこで避けては通れないのがICT、いわゆる情報通信技術の更なる活用です。各種申請システムの一元化はもとより、ワンストップサービスの窓口業務と業務所管課との連携、分庁方式による職員の物理的移動の軽減などにはICTの活用は不可欠です。

あわせて、事務処理の流れの整理、見直し、簡素で効率的な事務処理、各部門の書類形式の共通化、データ、サーバーの集約など更なる電子化を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。今後、環境も考慮し、議会も含めて可能なものはペーパーレス化を進めるなど、庁舎整備にあわせたICTの更なる活用を希望いたします。この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、今後のワンストップサービスへの考え方及び庁舎整備とあわせた組織再編について答弁申し上げます。ICT情報通信技術の更なる活用については、総務部長から答弁申し上げます。

初めに、庁舎整備におけるワンストップサービス導入の考え方についてであります。

現在、本庁舎内において各種申請や届け出、証明書の発行などの窓口機能を有する部署は、市民部の市民課を初め税務課、環境生活課、保健福祉部の福祉課、介護保険課、地域包括支援センターのほか、こども・子育て応援室、会計室が1階にあり、3階には建築課の公営住宅、上下水道課があります。本市においては、可能な限り1つの窓口で用件を済ませることができるよう努めており、市民の方が最初に訪れた窓口を基本に、他の所管での手続や相談について

もできるだけ担当職員が出向いて対応するなど、ワンストップサービスの実現に努めてきたところですが。

しかしながら、台帳などの書類や電算システムの関係もあり、どうしても所管の窓口へ移動していただく必要がある場合には、職員が案内するなど対応していますが、現庁舎においては、例えば市民部と保健福祉部が別棟に位置しているため、吹き抜けを通過していただく必要があり、特に冬期間には不便をおかけしている状況にあります。

また、上下水道や公営住宅に関する手続については、3階まで足を運んでいただく必要があるほか、期日前投票や確定申告については、2階や3階の会議室を利用しているため、わかりづらく、高齢の方や障害のある方にとっては負担となっています。

そこで、検討市民委員会から提言を受けた、誰もが利用しやすい窓口機能の導入に向けたワンストップサービスの形態についてであります。現時点では、窓口機能を有する部署を1階のフロアに集積することによって、訪れた市民が最小限の移動で簡易な手続や証明書の交付から市民生活にかかわる相談事までが1つの空間で完結できるワンフロアサービスを基本型として検討を進める考えです。その上で、現状においても実施しているように、1つの窓口で移動せずに済むワンストップ化や総合窓口体制などについても検討していきたいと考えています。

更に、本年8月に実施した来庁者アンケートにおいても、実際に手続や相談に訪れた方が現庁舎で不便に感じる事として、窓口がどこにあるかわかりにくいといった声があることも踏まえて、総合案内の設置のほか、フロア内の案内や申請書の記載をサポートするフロアマネージャーの配置などの手法についてもあわせて検討します。こうしたことにより、誰もが利用しやすい窓口機能の導入により、1階フロア全体を市役所の顔として、来庁者の方を気持ちよく迎える空間にするよう研究してまいります。

次に、ワンストップサービスを踏まえるとともに、将来の組織体制を想定した行政組織についてであります。

今後検討を進めていくワンフロアを基本としたレイアウト設計に向けては、窓口機能として各種手続や相談対応を行う部署の集積とともに、転入出の際にかかわりのある上下水道や公営住宅部門など、特定の市民が手続や相談に訪れる部署についても配慮が必要と考えています。

これら上下水道課や建築課においては、事務分掌上、設計部門も同一課内で携わっており、更にワンフロアに配置する部署以外においても、市民の来庁や手続が全くないわけではありません。一方で、人口減少に応じた職員や組織体制についても、将来的に想定していく必要がある中で、事務分掌や組織体制の見直しも検討していかなければならないものと考えています。また、分散化を想定した組織体制の連携についても十分な検討が必要と考えています。

井上議員お話しのように、類似団体のほか、更には人口規模の小さい自治体についても調査を実施しながら、自治体運営改革会議を中心に検討を重ね、まちづくり基本条例に示されているように、市民にわかりやすく、地域社会や市民ニーズの変化に対応した効率的で機能的な組織づくりを目指してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、ICTの更なる活用についてお答えいたします。

庁舎機能の一部分散化に伴う情報通信技術の活用にかかわっては、現在窓口サービスにおいてコンピューターを使用した各種業務システムは欠かせないものとなっている中で、ワンフロアサービスの実現に向けても、事務処理の流れの見直しとともに、ICT機器の配置と活用は十分考慮しなければならない課題です。

庁舎機能の一部分散化を進めるに当たり、第一に考えなければならないことは、市民の利便性を損なわないことですが、異なるシステム間での端末の共用や業務ネットワークの二重化なども大きな課題です。とりわけこのたびのマイナンバー制度の導入に伴い、更なるセキュリティの強化として、既に庁内のネットワークとインターネットとの分離なども求められております。

そうした中で、1人の職員に複数の端末を配置する必要も生じています。現在各部署間の情報共有の方法については、グループウェアでの活用や本庁舎に設置してあるサーバーに部署ごとのデータを保存する機能を基本としていますが、本庁舎と本庁舎以外の施設とのやりとりについては、通信回線の環境によって、容量の大きいファイルの参照や保存に支障を来している場合もあります。

今年度は、通信環境の悪かった本庁舎と温根別出張所間、朝日総合支所間について、光通信の導入により改善を図ったところではありますが、分散先として利用が想定される保健福祉センターなどについても、高度なセキュリティを確保しつつ、順次通信環境の改善を進めていく必要があります。

また、現在住民基本台帳システムを軸とする総合行政システムについては、強固なセキュリティを備えたデータセンターを活用し、システムサーバーのクラウド化を図っていますが、庁舎内にサーバー機器を設置している他の業務システムやグループウェアのシステムについても、可能な限りクラウド化を進め、市民にかかわる情報の確実な保持に努めるとともに、集約化を図っていく必要があると考えています。

これらにあわせて、ペーパーレス化に向けた電子決済や公文書管理システムを初め、タブレット等を用いた電子会議などの庁内のWi-Fi環境の構築についても先進自治体の取り組みを参考に調査研究を進めてまいりたいと考えています。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 再質問ではないんですけれども、要望だけ言って、次の質問に移りたいと思いますけれども。

とりあえずこの建物、いわゆる庁舎を整備していくというのが、もう予定、完成年次が合併特例債を含めて決まっていますので、先ほどの質問の中でもいたしましたけれども、もう来年

以降、29年度には実施設計ができるということで、フロアレイアウトが基本的に決まってきましたので、非常に時間があるようでないという中で、市民目線のワンストップサービスを中心とした組織の見直しというのは、当然必要になってくるかと思っておりますので、その辺は、限られた時間の中でもぜひいい答えを出していただくように御努力いただきたいのと、あわせて今のICTの問題も、当然ハード、建物をつくるときに、同時に設置するというものも基本になってくるかと思っておりますので、その辺の今庁舎内のWi-Fi化という話もありましたけれども、同時に極力、限られた予算ですけれども、コストを考えながら、費用対効果も見ながら、ICTを同時に進められるような形で進めていただければと思います。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 質問の2つ目として、士別市定員適正化計画と再任用制度に関する質問をいたします。

平成25年度に60歳定年退職となる職員から、退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い、60歳で定年退職した職員について無収入期間が発生することとなり、雇用と年金の接続が図られる必要が生じ、本市におきましても、平成26年度より再任用制度の運用が再開されました。

そこでお尋ねいたしますが、26年度、27年度当初の再任用者の推移を、勤務体系ごとにお知らせください。

さて、現在平成26年度から進められている士別市定員適正化計画ですが、この計画は4年間のものであり、平成30年4月1日を終了日とし、今年度末で折り返しを迎えるところですが、現時点での計画職員数と実際の職員数との違いはあるのでしょうか。この定員適正化計画にも記されていますが、再任用制度の適用希望者などによってこの計画は適宜見直しを図っています。

そこでお尋ねいたしますが、今後再任用者数の動向をどのように推測されているのでしょうか。フルタイム、短時間勤務を含め、再任用者が増加した場合、今後の定員適正化計画にどう影響するのでしょうか。今後、報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上がるため、このままていくと無収入期間も段階的に長くなり、最終的には5年となり、全体での再任用者数は増加していくものと考えられます。

そこでお尋ねいたしますが、最近、業務における再任用者の役割や権限、責任などがどこまであるのかという率直な市民の声を多く聞きます。一度退職をしたといえども、時の執行部への再任用者のサポートや助言などは、豊富な経験と数々の実績とともに大いに期待するところではありますが、権限や責任がどこまであるのかを今後はある面明確にされるべきと思いますが、考え方をお聞かせください。

最後に、今後の定員適正化計画について質問いたします。

現在27年度、28年度と2カ年で策定を進めている士別市公共施設マネジメント計画であります。さきに士別市公共施設白書の概要の速報版も配布され、市民1人当たりの公共施設の床

面積は約14平方メートルと、全国平均の4倍ほどで、人口減少、財源などを考慮すると、今後全ての公共施設を更新していくことは不可能であり、施設の統廃合や長寿命化、民間委託などを長期的視野で計画するものであります。

そこで、今まで作成されてきた定員適正化計画ですが、現在のものでも4年間という中期的な計画となっています。多くの自治体が4年から5年間の定員適正化計画を策定していますが、中には10年間の計画を策定している自治体もあります。

このような定員適正化計画はもちろん必要ですが、公共施設マネジメント計画策定とともに、もっと長期にわたる必要職員数を推計、把握していく必要があるのではないのでしょうか。これは次期の定員適正化計画の策定にも重要となりますし、世代ごとの職員数がアンバランスと極力ならないような長期的視野での採用計画のデータにもなります。

本市の総合戦略を確実に実行していても、残念ながら人口の減少傾向は続きますので、その時々に見合った職員体制も考えていかなければなりません。長期にわたる必要職員数の推計は、社会的要因の変化、国による担当行政範囲の改定など予測しづらい変動も考えられますが、まずは堅実な推計をするべきと思いますが、考え方をお聞きして、この質問を終わります。

(降壇)

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、勤務形態ごとの再任用職員数の推移についてであります。

再任用職員の勤務形態としては、職員と同じ勤務時間のフルタイム勤務と、1週間の勤務時間が30時間や31時間などの短時間勤務があり、平成26年度においてはフルタイムが1名、短時間が3名であり、27年度当初ではフルタイムが2名、短時間が6名となっています。また、定年退職者に占める割合としては、26年度40%、27年度は57%となっております。

次に、定員適正化計画における職員数と実際の職員数についてですが、27年度の計画職員数339人に対し、実際の職員数は年度当初では342名でありましたが、年度途中での退職などにより現時点では338名となっています。そこで今後の再任用職員数の見込みと定員適正化計画への影響についてですが、本年度末の定年退職予定者15名のうち、再任用希望者は現段階で4名、約3割ほどですが、過去2年の定年退職者数に対する再任用者の割合は5割ほどであったことから、今後の各年度の定年退職予定者の半数が再任用を希望すると見込んだ場合、29年度で8人、30年度では9人など、向こう10年間では毎年10人程度となるものと見込んでおります。

フルタイムの勤務者については、職員定数条例により計画職員数に含まれることになることから、本計画においても考慮することが必要となります。また、短時間勤務者は直接的には定数として加算はしないものの、組織体制や任務のあり方との関係性によっては、本計画においても一定の考慮が必要になる場合もあり、こうしたことを踏まえ、今後の定員適正化計画について検討を進める必要があると考えております。

次に、再任用職員の役割や責任に関してです。

再任用職員の職務内容は、1つには、基本的に現職時に経験のある分野などの業務を担い、行政事務の推進を図るものであり、後輩職員への指導や技術などの継承を図ることにより、業務遂行能力の高い組織運営の構築にも寄与することを狙いとしております。これらの再任用職員は、組織機構上それぞれの所属長の命を受け、担当事務に従事いたします。

もう一つは、戦略的政策形成本部の特任参与、または参与として組織横断的に行政課題や地域課題の解決を図る役割を担っており、今年度においては総務部に設置した地方創生推進本部や建設水道部に設置した空き家対策推進本部がこれに該当します。

したがって、特任参与については、市長や私の直接指揮のもとで各部横断的に業務を遂行する任務もあり、一定の責任と権限のもとに業務に当たっており、今後においても豊富な行政経験を生かした活躍に期待するとともに、組織機構上も必要な位置づけと捉えております。

次に、定員適正化と長期的な職員数の推計についてです。

お話のように、現在の本市の定員適正化計画は、平成26年度から29年度までの4年間を計画期間としております。本計画では、今後の人口減少を踏まえる中で、年齢構成や超過勤務の実態、臨時・非常勤職員の増加などを考慮するとともに、特にコスモス苑、桜丘荘への派遣職員の状況、更に再任用職員の見込みなども想定し策定しています。

しかしながら、近年においては、行政ニーズの多様化や、法改正に伴って特定の資格や一定の知識習得のため研修を終えた専門職の配置も求められているところであります。お話のありました総合戦略を着実に推進しても、人口ビジョンでは確実に人口減少が予測されているところであります。

こうした中で、類似団体のほか人口規模の小さい自治体の職員数なども参考に、組織のスリム化を見据えつつも、新たな行政需要として求められる専門職などについては、他自治体との比較や現状分析も行いつつ、本市としてのあり方を十分に検討しながら、よりよい行政サービスの提供が継続できる職員体制の構築を目指してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 1点だけ再質問させていただきます。

今年度、来年度で、公共施設マネジメント計画、これはかなり長期な計画で、20年、30年という中で公共施設、延べ床面積含めてどのように、集約も含めて効率的にやっていくかというようなことが計画されてきます。

もう一点、総合戦略で、2060年に1万1,000人の人口を目指すんだということで、非常にこれから一応45年先までの人口、そのとおりになるとはわからないんですけども、とりあえずそういうのを目指すという、人口も公共施設も長期計画という形で進めています。

そうすると、これは幅はあるんでしょうけれども、例えば1万1,000人、そのとき社会的要因があるので、明らかにはできないですけども、例えば民間の企業ですと、10年後、20年後、

どういふ会社の状況かとなかなか把握はできないですけれども、こういう自治体の場合は、今言ったように、公共施設のあり方も、ある程度目標をつくって計画をしていくと、数値目標も入れていくと、人口も、頑張っても大体このぐらい減っていく可能性があるという、読める中であれば、職員も当然想定、ある程度のこのぐらいの人数という形に、場合によってはせざるを得ないだろうなという数値は、それなりに、そのとおりにとはならないとしても、大まかに、推測の範囲ですけれども、推計はできると思うんですよね。

それはその時々で、先ほど言ったとおり、定員適正化計画はその都度4年、5年という単位でつくっていけば、それはそれでいいんですけれども、そのつくる前提の中での長期的な推計というのは、ある程度推測の域になるかとは思いますが、まだ出しやすいという部分があると思うんですけれども、ぜひそういったものを、しっかりとした計画というほどのものでなくても、つくった上で、次期の定員適正化計画をつくっていくという考え方のほうがいいのではないかなということで、質問をさせていただいたんですけれども、ちょっともう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 公共施設マネジメントのように、将来長いスパンで見たときに、人口動態から見てどのような施設のあり方がいいのかと。同じように、職員数についても長いスパンの中である程度見通しをとということでございます。

もちろん我々は、市民に対して必要なサービスをしっかりと提供していくということにおいて、さまざまなことを想定しながらいかなければなりません。その中では、大きくはやはり財政の見通しというのをしっかりしていかなければなりません。公共施設マネジメントもその一つでありますし、定員適正化計画というの、まさにその中の見通しの中の位置づけの中で出てくるものというふうに考えております。

今お話のありましたとおり、長期的な推計というのは必要なわけではありますけれども、高齢化が進んでいったときに、自治体に求められる新たな業務というのが出てくるかもしれませんし、また更に国からの権限移譲によって地方自治体においてくる仕事もあるかもしれません。

そういったことも、今の段階でどうなるかということを見て見通せということになると、かなり難しい面があって、ある程度中期的な見通しということにならざるを得ないのかなというふうに考えているところでありますけれども、おっしゃるとおり、将来この長いスパンでの見通しというの、見通せるのであれば、これも必要なことというふうに思いますので、そういったことがある程度近いといいますか、その何年後かにこうなるだろうといったことの推計が可能かどうかということも含めて、検討をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 例えば40年先の職員適正数を出せといっても、正直には無理だと思いますけれども、そこまでいなくても、やはり4年、5年単位でやっていってしまうと、どうしても変動がそのときの社会情勢で出てきてしまうので、もう少し長い推計というのを、数字と

して持っていたほうがいいのではないかなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問を一問一答形式で行います。

最初に、妊娠期から子育て期にわたる支援についてお伺いしたいと思います。

6月に閣議決定をしたまち・ひと・しごと創生基本方針では、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供する拠点、子育て世代包括支援センターを今年度中に全国で150カ所整備し、おおむね5年後までに、地域の実情等を踏まえながら全国への展開をすることを位置づけております。

この子育て世代包括支援センターは、助産師や保健師などの専門職がきめ細やかな支援をワンストップで行うもので、フィンランドのネウボラがモデルとなっています。さきの第1回定例会において十河議員より説明がございましたから、皆さんも御承知のとおりだと思います。

話を戻します。国の方針を受け、全国の市町村では子育て世代包括支援センターの設置の動きが急速に広がりを見せております。妊娠期や出産後の悩みや不安についてはどのようなものがあり、現在はどのような体制、受け付け、相談など対応をされているのでしょうか。

本市においても早急に子育て世代包括支援センターを設置してはどうか、あるいは名称こそ違え、窓口、担当部署があるならば、相談受け付け状況や現時点での課題などを伺いたいと思います。あわせて、更なる周知のために積極的な啓発を行うべきではないか。子育て世代包括支援センターの専用ホームページの開設と、スマートフォンなどからでも相談ができる専用フォームなどの整備を検討されてはどうか。

全国の市町村では、子育てのさまざまな相談に応じるために、専任の職員を配置している例も多くあります。相談支援を行う専門職についても、保健師や助産師だけでなく、臨床心理士、社会福祉士、保育士などを配置している例もあります。相談者にきめ細やかで的確な対応を行うためには、窓口で常駐して相談、助言などを行う職員と、外部の関係機関との連携は非常に重要ではないでしょうか。

緊密に連携すべき関係機関としては、産科医などの医療機関、保健所、保育所、幼稚園などが考えられます。子育て世代包括支援センターなど子育て支援を中心的に担う窓口相談体制には、できるだけ多彩な専門職を配置できないかをあわせて、体制強化のための増員は検討できないでしょうか。

きめ細かで継続的な支援を行うためには、相談者ごとの個別の支援プランの策定や、妊娠時、母子手帳交付時などに個別カルテなどの作成をされてはどうか。妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行うためには、子供や母親が置かれている家庭環境を把握することも重要ではないでしょうか。そのためには、乳児家庭への訪問だけではなく、妊娠期からの訪問も必要ではないでしょうか。全国的に児童虐待相談対応件数が増加する中で、身体的、心理的虐待だけではなく、育児放棄も増加傾向にあり、虐待のリスク回避のためにも、妊娠期か

らの切れ目のない支援が必要であり、効果が期待できると思います。

妊婦健康検査や母親学級等の場での保健指導やカウンセリング、不安や悩みの相談などを積極的に行ってはどうでしょうか。あわせて、心身の不調により健診等を受けられない妊婦のフォローも行うべきではないでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

国は、平成26年度に制定したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口の将来展望などを示すまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。市も、農業未来都市創造と合宿の聖地創造を2本柱として、土別市まち・ひと・しごと総合戦略を本年10月に策定し、その計画の中には、喜多議員からお話のあった結婚から出産、育児に至るまでの段階に応じた切れ目のない子育て環境づくりの取り組みについても示しています。

そこで、子育て世代包括支援センターの整備についてであります。この子育て世代包括支援センターは、本年第1回定例会で十河議員からも御提言がありました埼玉県和光市の取り組みである和光版ネウボラをモデルにしたもので、妊娠から出産、育児に至るまで、幅広い段階での切れ目のない子育て支援を展開できる拠点施設になるものであります。

現在、市では、母子健康手帳をもとにした母子健康記録の作成を初め、保健指導、育児指導、マタニティスクール、離乳食教室の開催、また広報紙やホームページ、相談フォームを兼ね備えた子育てメールによる子育て情報の周知や啓発など、保健福祉センターと子育て支援センターゆらが連携し、ネウボラ的役割を担っています。

妊娠や出産、育児に関しては、少なからずも悩みや不安、心配事はあるもので、例えば妊娠期では、元気な赤ちゃんの姿を見たいという願いから精神的・肉体的な疲労を抱えてしまう場合や、つわりや食生活の変化に伴い体調を崩す場合、また、出産後からの育児期では、子供の成長発達に関する悩みや不安を初め、我が子へのかかわり方がわからない場合など、子供の成長段階や生活環境などにより多種多様な相談や事例があり、地区担当保健師と保育士が協力し、電話や訪問により悩みや不安の解消につながるよう、寄り添いながら切れ目のない支援に努めています。

また、妊娠期など早い段階からの支援が必要な場合や虐待や育児放棄のおそれがある場合など、特別なケースについては、地区担当保健師や保育士だけでなく、家庭児童相談員、医療機関、保健所などと連携した支援体制の充実に努めています。

しかしながら、母子健康手帳の発行を初めとする妊娠から出産に関することは保健福祉センターが、育児に関することは子育て支援センターゆらが担っていることから、それぞれの成長段階により相談・支援する場所が異なり、市民にとって不便な一面もあるものと考えられます。

このようなことから、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目がなく、日常的な利用ができ、かつ総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点の体制づくりは、子育て日本一のまちづくりを目指す本市にとって重要であるため、28年度から子育て支援センターゆらを子育て世代包

括支援センターと同様の機能をあわせ持つ妊娠・出産・育児に至る一体的な支援の拠点として体制整備を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今の市長の答弁の中で、子育て支援センターゆらが拠点となるという御回答だったんですけども、部署としては支援センターゆらですけれども、場所もその場所でやることになるのでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再質問にお答えをいたします。

この問題については、十河議員からも御質問があり、このたび喜多議員からも御質問いただきました。それで、今答弁申し上げたとおりでございまして、子供の養育期にある皆さん方が2カ所で相談を受けるという場面があるものですから、子育て支援センターゆらに職員を配置して、そこで包括支援センターの施設として位置づけをして28年度から進めていきたい、このように考えているところです。

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） ありがとうございます。

もう一つ懸念すべきことは、例えば今病院の活用を含めていったときに、保健福祉センターが隣、病院の横にあって、それから病院もスペースがあるわけですから、そこを活用した中でまた何かできるのではないかなというのがあります。

というのは、例えば病児保育という方法も含めながら、そこに妊娠期からの妊婦さんも含めて、あるいは子供が生まれた後の子供の病児保育ということも念頭に置きながら、病院も活用しながらということも考えていくのも必要ではないかなと思いますし、また、何よりも出産への不安というのは、やはりはかり知れないものがあって、地方に嫁がれた方はやはり地元、実家に戻って母親のもとで出産をしたいという希望を持つことが少なからずあるというふうになっておりますし、ただ、本市に産婦人科がない中では、少しでもその不安を取り除けるようなケアが必要であるというふうには考えております。

また、今後の病院運営に関しても、個性ある病院づくりをしていかなければ、経営の中では大変厳しいというのをわかっておりますので、いろんな障害があるとは思いますが、いま一度産科医の招聘だとかも含めて、今後も考えていくのも必要ではないかな、それが妊娠期からを考えることが、子育て日本一への一歩と考えるのも必要ではないかなと思いますので、もし御答弁いただけるのであればいただきたいと思っておりますし、なければ要望という形にしますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 再々質問にお答えをいたします。

妊娠期からの支援ということでありますけれども、病院の保育については保健師がゆらに在中することで可能であるというふうに考えておりますので、そういった面には意を尽くした職員配置に努めていきたいというふうに思っております。

不安のない子育てということは十分、お子様をお持ちの保護者にとっては重要なことでもありますので、今子育てセンターゆらに専門職を配置してという一面もありますけれども、子育て支援センターに併設されているあいの実保育園と、一貫して保育とそれから相談と、それから今申しました総合相談というのが一体的に展開できる、こういった仕組みはこの地方にはない新たな取り組みというふうに考えておりますので、病児保育等も含めた中でしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 2番 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 次の質問にまいります。

児童・生徒のスマートフォン利用に関する諸問題についてお伺いしたいと思います。

内閣府が全国の10歳から17歳の子供を対象に実施した平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査によると、スマートフォンの利用が長時間化しており、毎日平均3時間以上使用しているのは、携帯電話所有者全体の約31%となっております。その内訳が、小学生が約12%、中学生が約26%、高校生が約47%となっており、年齢が上がると長時間化に拍車がかかっている状況であります。

利用の目的は、友達などとのコミュニケーションや情報検索、動画視聴、音楽視聴、ゲームなど、また昨今無料通信アプリLINEなどによるいじめや、ゲームなどの利用による料金トラブル等に巻き込まれるケースなどが全国で多発しているのは、メディアでも取り上げられております。

この状況を受け、全国各地の教育委員会などでは、スマートフォンやインターネットなどの利用状況の独自調査を実施しているところもあります。本市においては利用状況に関する調査がどの程度され、把握されているのかを、まずお伺いしたいと思います。無料通信アプリLINEなどによるいじめの発生や、スマホなどの利用に関するトラブルの発生状況は把握されているのかもお伺いしたいと思います。

また現在、土別においては、消費者教育の一環として、消費生活担当職員が出向いて授業をされている中では、スマートフォン、携帯電話の利用についてもされているとは伺っておりますが、どの程度の内容があるのかをお伺いしたいと思います。

また関連して、子育て中の母親などが家庭内でスマホなど携帯電話やパソコンを利用する時間が増え、子供に接する時間、コミュニケーションの時間や読み聞かせの時間などが減っているという指摘もありますが、こういった課題について、現状認識と所見をお伺いたします。また、実態把握のため、調査の実施をされてはどうかということもお伺いしたいと思います。

幾多の課題とは異なる一方で、全国の自治体や教育委員会の意見の中には、今やスマホは生

活の必需品であり、禁止をするのではなく、情報モラルなどの教育を推進すべきという意見や、親子のコミュニケーションなどには必要不可欠などの意見が多くあるのも事実です。

以上を踏まえ、携帯電話やスマホなどの適切な使い方を記載し、家庭内でのルールづくりにも役立たせるために、リーフレットを作成し、学校の保護者会などで配布、説明してはどうでしょうか。動画などを使い、小中学生にスマホなどの利用のモラルや危険性などを教える出前授業を行ってはどうか、あわせて教職員もスマートフォンやインターネットの利用に関するリスクやトラブル対応策を学ぶ場をつくってはどうかでしょうか。

小中学生の日常生活の中にスマートフォンが普及してきている現状を踏まえ、その環境を逆に活用する動きもまたあるのも事実で、スマートフォンのアプリを使って子供が気軽にいじめやトラブルなどの悩みの相談ができる仕組みを整えている自治体もあると伺っております。

相談やトラブル内容を書き込み送信をすると、専門相談員が解決法や対処法を返信をするという流れ、電話相談や面談では気が重い、相談しにくい子供でも、スマートフォンを通した文章のやりとりであれば、気軽に相談しやすく、また広く啓発することによって、いじめなどを抑止する効果も狙っているといます。本市においても、スマートフォンのアプリを活用して、子供からの相談を受けられやすい環境を整備してはどうでしょうか。

以上で質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本市におけるスマートフォンなどの利用状況に関する調査について御質問がございました。

本市の小中学校では、スマートフォン、携帯電話の学校への持ち込みを禁止しておりますが、高校では禁止していません、授業に支障がないように利用について取り決めをしているところです。児童・生徒のスマートフォン、携帯電話の所有状況につきましては、小中学校では校内への持ち込みを禁止していることもあり、調査やアンケートを実施している学校が少なく、全体の把握はできておりません。

しかし、消費生活相談員などが消費者教育の授業の中で問いかけをした際には、多くの児童・生徒がスマートフォンや携帯電話を所有していると答えておりますし、それ以外に保護者などが所有しているものを使用する場合や、携帯型のゲーム機、パソコンといった機器を所有している場合も見られることから、多くの児童・生徒がインターネットを利用できる環境にあることがうかがえます。

次に、無料通信アプリケーションLINEなどによるいじめやトラブルの発生状況についてであります。

平成26年度に実施した児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、いじめに関するものとして、パソコンや携帯電話での誹謗中傷や、嫌なことをされるという内容のものが市内中学校で2件発生しましたが、該当する生徒に対して指導やケアを行い、既に

解決しているものであります。

また、北海道教育委員会では、児童・生徒が不適切なインターネットの利用を行っていないかを確認するネットパトロールを実施しており、インターネット上に個人情報に掲載されている場合には、該当する教育委員会に報告し、学校を通して該当する児童・生徒に指導を行っているところであり、本市においても該当するケースがありました。更に、各学校においても教員が学校ネットパトロールとして、不適切な利用がされていないか調査を行っております。

次に、子育て中の母親などがスマートフォンの利用により家庭で子供に接する時間が減っているのではないかとありますが、文部科学省が毎年実施している全国学力・学習状況調査の中で、家庭でのコミュニケーションに関する質問があり、家の人と学校での出来事について話をしますかという質問に対して、7割以上の児童・生徒が肯定的な回答をしています。また、中学生では、昨年と比較し肯定的な回答が多くなっており、調査対象が小学6年、中学3年の2学年に対してのものであるため、全児童・生徒の状況を把握できるものではありませんが、家族間のコミュニケーションがとられていることがうかがえます。

しかしながら、今後スマートフォンなどを利用する場面はますます増加することが想定されますので、家庭でのコミュニケーションに支障が生じないように、スマートフォンの適切な利用方法などを啓発していく必要があると考えております。

次に、スマートフォンや携帯電話の適切な使い方と家庭でのルールづくりのためのリーフレット作成につきましては、環境生活課が小中学校において実施している消費者教育授業の参考書として、くらしのノートを作成し、毎年、新入学児童の保護者と新中学1年生に配布しているところであり、この参考書には、インターネットの利用を含めた消費生活にかかわる多くの題材が掲載されており、スマートフォンや携帯電話の適切な利用方法も周知しているものです。

更に、青少年指導センターがインターネットのルールとマナーに関するチラシを作成し、高校生を含む児童・生徒全員と保護者に配布しているところでもあります。また、北海道教育委員会からは、保護者向け啓発リーフレットが年数回発行されており、各学校に通知し、児童・生徒や保護者にインターネットを利用する際に注意すべき内容を周知しているところです。更に、動画を用いた出前授業につきましては、環境生活課がインターネットや携帯電話の安全な使い方について、児童・生徒や保護者、教職員などの関係者に対して授業や研修を行っております。

このインターネットや携帯電話の安全な使い方を題材にした授業などは、26年度には小学校2校で96人、中学校3校で197人、高校2校で332人、教員や保護者に3回で55人、今年度においては、現在のところ小学校5校で174人、中学校2校で96人、高校2校で306人、更に教員や保護者に1回50人を対象に実施しております。また、北海道教育委員会からは、教職員向けの指導資料も年数回発行されており、各学校に通知し、教職員間での情報共有、児童・生徒への指導に活用されています。

そのほか、環境生活課が事務局である安全・安心ネットワークにより、小中学校、高校を含めた269の機関・団体に消費生活に関する事項や悪質商法による被害などの情報を配信し情報

提供を行っており、インターネットに関する配信については、26年度は5回、本年度は現時点では2回配信しているところです。

次に、スマートフォンのアプリケーションを活用して、子供から相談を受けやすい環境を整備する御提案がございました。

アプリケーションを利用し相談を受け付ける場合であっても、最終的には相談内容の詳細をメールや電話で確認する必要があるため、本市においては青少年相談室に、のぞみの電話とのぞみのメールを設置しており、更に家庭児童相談室でも相談できる体制を整えており、毎年小学4年、中学1年、高校1年生に対して、相談窓口を知らせるPRカードを配布し、インターネットでの問題が生じた場合など、児童・生徒や保護者の相談をメールや電話により随時受けられるよう対応をとっておりますので、スマートフォンのアプリケーション導入は行わず、現在の相談体制を継続することで対応していきたいと考えております。

スマートフォンを初めとしたインターネットの利用は今後ますます増加すると思われることから、児童・生徒への適切な指導はもちろんのこと、教職員に対しては児童・生徒への指導方法、保護者には家庭での利用方法について情報発信を行い、インターネットを適切に利用し、トラブルを未然に防ぐとともに、万一トラブルに巻き込まれた場合の対処法について、今後とも周知してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 御答弁ありがとうございます。

士別地域消費者被害防止ネットワークのほうから、年に何回か、士別地区のくらしねっと情報というのが出されているんですけども、これを見るとやはり、例えば今回ののは、有料サイトの請求が来ていますだとかというのがあるんですけども、全て電子系のインターネットだとか電話、スマホに関することなんです。やはりこの辺のことをきちんと学校、子供たちに教えてあげて、そして、もし自分がそれを受けたときの逃げ道を教えてあげないと、抱え込んでしまうような気がしてならないんです。

例えば、自分の話をして申しわけないんですけども、十何年前に、まだ携帯電話も、振り込め詐欺などが今ほど世の中で言われていない時代に、たまたま私の携帯にメールで、有料サイトの利用がありましたというのが入ってきたんですね。身に覚えがないからすぐ電話をしました。相手方はわかりましたと言って、調べてみます、その後数度とおどしの電話が来ました。あなたは間違いなく使っていますよという。それが、それだけ上から言われることによって、子供は、きっと逃げ道がない場合は、では払ってしまおうかというのがあるような気がするんですね。その逃げ道をつくる、あるいは相談窓口をきちんと見つけてあげる、それから、こうなったらこうするんですよという対処方法をきちんと教えてあげないと、同じ間違いを、同じ間違いといいますか、逃げ道を失って、次のまた被害を生むような気がしてならないので、きちんとした指導をお願いをしていきたいと思っております。

以上でこの質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 最後の質問に入ります。

最後は、各種助成金の活用についてお伺いしたいと思います。

本市における助成金の活用は、市民周知では関係機関を含めながら利活用はされ、市民生活の一助がなされているものとは思われますが、厳しい経済状況ではまだまだと言わざるを得ないのも現状ではあります。では本市として、提供する側ではなく、受ける側としての助成金をどの程度活用されているのかをお伺いしたいと思います。

また、先般の地方創生交付金の配分が決定され、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略が歩を進めたともいえ、希望が持てるところでもあります。農業未来都市創造、合宿の聖地創造がこの交付金だけで賄え切れるのかも、大きな不安要素も、突き詰めていくなれば出てくるのではないのでしょうか。

そこで、助成金の活用をされてはいかがなものかの提案をさせていただきたいと思います。スポーツ振興助成金、いわゆる t o t o の売上金から毎年予算を組みながら助成をされている制度に、本市としても要望を出してはどうでしょうか。

この事業は既に十数年が経過し、多くの地方自治体、団体、関係団体に助成がされております。過去においては、財団法人日本体育協会の要望から、総合型地域スポーツクラブ活動支援で、多寄スポーツクラブが平成14年、15年に各80万円の交付をなされました。この事業において、多寄地区市民の健康増進、スポーツ振興に大きな影響を受けたことは御承知のことでしょう。しかしながら、本市としてのエントリーはいまだなされておられません。

その現状を踏まえ、今後予想される陸上競技場などの施設の改修や整備が余儀なくされていくのが現状であり、財源の確保を進めていかなければならないとも思います。あわせて2020年東京オリンピックに当たっての合宿の受け入れ態勢を進める上でも早急に検討すべきと考えます。

以上見解をお伺いします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、本市における助成金活用の状況についてでございますが、本市の財政状況は、市税収入を含めた自主財源が約25%と極めて脆弱な状況であることから、これまでも国や北海道の補助を初め、公益団体などの各種助成についても可能な限り活用してきました。

過去3カ年の活用実績としては、平成24年度では、一般財団法人自治総合センターなど4団体から7事業約260万円、25年度には、公益財団法人北海道市町村振興協会など3団体から6事業約200万円、26年度は、同じく北海道市町村振興協会など3団体から8事業約640万円の助成を受けています。また、本年度においては、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金や地域づくり研修会開催支援金交付事業によって、集まれルート40にぎわい市場開

催事業や、男女共同参画セミナーなど5事業について約390万円の助成が決定されています。

更に、一般財団法人地域創造の地域伝統芸能等保存事業助成金によって朝日瑞穂獅子舞映像記録事業に約100万円が助成されるなど、合計して4団体から8事業で総額約500万円の助成がされる見込みであり、今後においても各種助成金などの積極的な活用に努める考えです。

次に、スポーツ振興くじ助成金の活用についてです。

お話のとおり、本年度においてはまち・ひと・しごと創生総合戦略の合宿の聖地創造に向けて、地方創生先行型交付金を活用し、朝日トレーニングセンターの低酸素トレーニングシステムの設置を初め、ウェートリフティング競技器具の更新、主要スポーツ施設へ外国語標示案内看板の設置など、国内外から合宿団体を受け入れる環境整備に努めています。これらは交付限度額はあるものの、交付率は全額補助であり、実施計画に基づく事業については国費で充当されました。しかし、来年度以降の新型交付金については、国の概算要求額も大幅に減少しているほか、対象要件など詳細な内容がいまだ示されていない状況であり、新年度予算編成に向けて、その動向に注視しているところです。

そこでスポーツ振興くじ、いわゆるt o t oの助成金を活用し、陸上競技場などの施設改修や整備を進めてはいかがとの御提言がございましたが、スポーツ振興くじ助成金は、アスリートの育成や子供からお年寄りまで誰もがいつでも身近にスポーツを楽しめる環境の整備などへの助成として、多くのスポーツ団体や自治体において活用されており、本市においても、老朽化が進むスポーツ施設が多数存在していることから、注目している助成事業です。

特にお話のありました陸上競技場については、本市の合宿における根幹となる施設であり、陸上競技を行う地元小中高生も多く利用している施設です。更に、本競技場はディスタンスチャレンジ大会など公式大会が開催される施設であることから、5年ごとに日本陸上競技連盟による第3種陸上競技場公認検定を受検し、検定員からの指摘事項を改善しながら施設整備に努めています。近年では、24年度において本部席前の3コースから5コース直走路の改修を行ったところであり、25年度には走り幅跳びややり投げといったフィールド競技の助走路改修を実施したところです。しかしながら、トラックのゴールからスタート付近までのおよそ300メートルの走路については、平成4年に全天候型陸上競技場に転換してから一度も改修を行っていないため、劣化や摩耗が進んでおり、総合計画において改修を計画しているところです。

厳しい財政事情にある本市において、財源確保に努めることは必須なことであり、29年度の改修においても、スポーツ振興くじ助成金を初め各種助成制度などの把握に努めながら、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた合宿受け入れ態勢の整備とあわせて、市民のスポーツ振興と健康増進に向けた環境づくりを進めてまいりたいと考えています。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

道内の視察で、7月に文教厚生常任委員会で網走にお邪魔いたしました。網走にお邪魔して

いろいろ調査をしたところ、お伺いしたところ、このスポーツ振興助成金の活用をしている事業が平成20年から始まって、20年、21年、何と27年には3件の事業が承認をされております。額についてなんですけれども、5件の事業で4,515万8,000円の助成金をいただいております。プラスアルファ、NPO法人北海道バーバリアンズラグビーアンドスポーツクラブというところに、実は6件の助成金があって、これは2,319万9,000円で、これについては、北見、網走、函館、北広島と、いろいろの地域にわたって助成をしているわけなんですけれども、その分が多少なりとも一部が網走市に入っている。

その際にお伺いしたんですけれども、うちのスポーツ課の職員にお伺いしたところ、やはり煩雑な作業があって非常に難しいんだという話だったんですけれども、当初はかなり難しく、いろんな書類もそろえながらということがあったらしいんですが、今は助成金の額を総体額を決めても、その総体額に対して募集が来ていないというのが現状です。今年度が191億円に対して160億円の助成金をされております。追加の募集で30億円というふうな募集をしたんですが、それでも10億円の助成しかしていない。いわゆる20億円は翌年にまた繰り越しているわけですね。今年度、では北海道ではどれだけあったかという、101件で5億6,240万円を受けております。その中で、例えば特出した事業でいうと、先ほどプールの改修の話があったんですけれども、本別町では町民水泳プールの水質の改修事業ということで、1,182万5,000円の助成金をいただいております。ですから、これが通るか通らないかというのを、自分たちの机上で論議するよりも、まず一度出していただくことが、これは大事なことではないかなというふうに思っています。

またあわせて、先ほど教育長からの答弁があったとおり、恐らく陸上競技場の整備は近々に指導が入ってくるというふうに思われますので、これは我々議員もきちんと理解をしていかないと、この議会の中で補正を組みながらしていかないと、まず難しいのではないかなと。その前に、やはり助成金の活用も踏まえてやっていかないと、財源の厳しい中では、この合宿を標榜する中において、選手の受け入れをすることも、競技場の改修もままならないのであれば、厳しくなるのではないかなというふうに思っております。

あわせて、網走市は今、合宿の受け入れが1万3,000から5,000なんですけれども、この後の構想として、冬の合宿の選手受け入れのための整備事業ということで、また助成金の申請をするというふうな話も伺っております。

では、なぜそこまで簡単に出るのか、出るか、出るかということではないんですけれども、どういうふうな段取りを踏んでいったんですかという話の中で、実はこの独立行政法人日本スポーツ振興センターとのやりとりの中で、うちも共同宣言をこのようにとったというふうに聞いているんですけれども、これを何とか活用していきながらやらなければ、ただ持っているだけではなくて、これを持っていきながら、いろんなところにアプローチをしていって、私たちのまちもスポーツの力ですの社会を開く人を育てるんですよということをアピールするためにも、ぜひいろんなところでアピールをしていただきたいと思いますし、あわせて合宿の聖地

創造をきちんと踏まえていただきたいというふうに思っています。

戻りますけれども、先ほどの朝日のプールの件に関しても同様に、町民への説明がなかったという話も先ほどありましたけれども、それ以上に、市内の1つの施設がなくなったことによって、行き場を失っている方に対する、ではどういうサービスをするかというの、今後考えていただくことが必要ではないかなと思います。これは質問でなく、要望として話し申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集お願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時53分散会）